

意見書

第三回定例会では、1件の意見書を可決し、10月16日に関係機関に提出しました。

●地方税財源の拡充に関する意見書

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方消費税率の引上げにより、地方自治体間の財政力格差が更に拡大するとの理由から、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入した。また、消費税率の10パーセントへの引上げ時には、これを更に進めることとした。

6月末に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても、「地方の税収増が見込まれる中、『税制抜本改革法』を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる」とされており、法人住民税の国税化の更なる拡大や他の不合理な偏在是正措置の導入が危惧される。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。

区には、住民の暮らしや企業活動を支えるため、子育て・教育環境の整備や福祉・医療の充実などはもとより、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、防災力の強化など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収増のみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当でない。

地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって、本議会は、国会および政府に対し、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元するとともに、不合理な偏在是正措置を新たに導入することなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう、強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年10月16日

練馬区議会議長 かしわざき 強

▷あて先・衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、社会保障・税一体改革担当大臣、経済財政政策担当大臣、地方創生担当大臣

河川改修促進大会に参加



8月6日、調布市グリーンホールにおいて、都内の14区21市2町1村が加盟する第53回東京河川改修促進連盟総会および促進大会が開催されました。この大会は、東京都の河川改修事業を早期に達成し、地域住民にとって、安全で水害のない水と緑豊かな潤いあふれる生活環境の創造を図ることを目的として開催されています。当区議会からは、議長を含む議員20名が参加しました。

「ねりま区議会のしおり」を配布しています

区議会のしくみや仕事をはじめ、請願・陳情の書き方なども掲載しています。ぜひ、ご活用ください。

配布場所

区役所本庁舎1階、各区民事務所、出張所、図書館など

ねりま区議会のしおり



平成27年



定例会の開催予定

次回の定例会は、11月27日(金)から開催する予定です。

どなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

傍聴受付

本会議

西庁舎9階の傍聴席入口

委員会

西庁舎5階の議会事務局

※本会議、各委員会の開催日時等の詳細は、電話等でお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

聴覚に障害のある方で、手話通訳をご希望の方は、事前にお申し出ください。

茨城県・栃木県・宮城県へ義援金を贈りました

練馬区議会は、「平成27年台風第18号等大雨」の被害を受けた茨城県、栃木県、宮城県に対して、9月29日に義援金を贈りました。義援金は、各県の被害状況に応じて配分しました。

短 信

○住所の変更
やくし 辰哉 議員

○住所
東大泉1-12-22-302

○住所・電話番号の変更
坂尻 まさゆき 議員

○新住所
平和台2-15-16-102

○新電話番号
03-6333816554

あ と が き

区議会だより第198号をお届けいたします。本号は平成27年第三回定例会の内容を中心に編集しました。秋も深まり、朝夕も冷えこむようになってきました。風邪など引かぬようお気をつけてお過ごしください。

本紙について、ご意見・ご要望がありましたら議会事務局までお寄せください。

◇ 広報・図書委員会

委員長 関口 和雄

委員長職務代理 宮原よしひこ

委員 有馬 豊

委員 石黒 たつお